

【表紙】

【発行登録番号】 7 - 投法人 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 1 月20日

【発行者名】 森トラストリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 内藤 宏史

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号

【事務連絡者氏名】 森トラスト・アセットマネジメント株式会社
常務取締役 運用戦略部長 相澤 信之

【電話番号】 03-6435-7011

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 森トラストリート投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2025年 1 月28日）から 2 年を経過する日（2027年 1 月27日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【銘柄】

未定

(2)【投資法人債券の形態等】

未定

(3)【引受け等の概要】

未定

(4)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5)【振替機関に関する事項】

未定

(6)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日：2001年11月12日

登録番号：関東財務局長第12号

(7)【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、改修工事等の支払資金及び運転資金等に充当する予定です。

(8)【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第45期(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

2024年11月28日関東財務局長に提出

計算期間 第46期(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

2025年6月2日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第47期(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

2025年12月1日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第48期(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

2026年6月1日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第49期(自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)

2026年11月30日までに関東財務局長に提出予定

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

森トラストリート投資法人 本店

(東京都港区虎ノ門四丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)